

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第2回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	令和2年8月21日（金）13:00～15:00
開催場所	寒川町役場 東分庁舎2階 会議室1～3
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委 員：大西委員、長谷川委員、山根委員、長田委員、瀧本委員、小川原委員、吉村委員、斉藤委員、兼崎委員、内山委員、稲葉委員、山村委員、中野委員、高橋委員、 ・ オブザーバー：【湘南東部圏域ナビゲーションセンター】田中氏 【相談支援事業所ゆいっと】佐藤氏 【生活相談室すまいる】安田氏 ・ 事務局：【町】亀山福祉部長、中澤課長、千野副主幹、袴田主査、天野主任主事、浅香主任主事、塩原精神保健福祉士、小山精神保健福祉士 【相談支援事業所ゆいっと】齋藤氏、田中氏、山田氏 【生活相談室すまいる】内藤氏、湯田氏 ・ 欠 席：井上委員、藤岡委員 ・ 傍聴者：3名
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長・副会長の選出【資料1】 3. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議事録承認委員について・・・【次第裏面】 (2) 関係機関からの情報提供・・・【資料2】 (3) 相談支援事業所からの報告・・・【資料3】 (4) 寒川町障がい者福祉計画について・・・【資料4、資料5-1～5-5】 (5) 障害者差別解消支援地域協議会について・・・【資料6】 (6) その他・・・【資料7】その他 4. 閉会
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 <p>事務局：皆様こんにちは。定刻となりましたので、始めさせていただきます。 本日はお忙しい中、また酷暑の中、更にはコロナ禍の中、令和2年度</p>

第2回寒川町地域自立支援協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度は町の障がい者福祉計画の計画期間が終了となります。それに伴いまして、次期計画の策定年度となっているので、今年度におきましては、この協議会で、主に次期寒川町障がい者福祉計画の策定に、皆様の意見を賜りながら取り組みたいと思いますので、どうぞご協力をよろしくお願いします。

本日の進行になりますが、次第2の会長副会長の選出まで進めさせていただきます。

次第の内容に入る前に、皆さまにお願いがあります。本日、当事者の方も参加いただいている会議になりますので、ご発言の際には、挙手にて発言される方の所属とお名前をおっしゃっていただいてからご発言くださいますようよろしくお願いいたします。また、冒頭から申し上げていますように、コロナ禍での開催ですので会議時間を1時間程度で終了させていただく様に考えています。委員の皆様には協議の進行にご協力を賜りますようお願いいたします。

委員の皆様からの、ご議論を頂戴するにあたりまして、本日予定している時間内では中々難しいと思いますので、手元に配布させていただいている意見用紙をご利用いただき、時間内に意見が難しい等あれば、後日事務局に意見用紙を提出していただければ、ご意見をまとめさせていただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

第1回目が、コロナの関係で、書面会議で執り行わせていただいた関係上、本来なら委員の皆様一堂に会してという意味では、今年度初めての会議となります。例年は自己紹介をお願いしていますが、時間の都合上省略させていただいて、お手元に配布しました名簿でご確認いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

2. 会長・副会長の選出【資料1】

委員：事務局に一任したいと思います。

事務局：事務局に一任という意見が出ましたがよろしいでしょうか。事務局と致しましては、前会長の内山委員に引き続き会長をお引き受けいただければと考えていますがいかが致しましょうか。（委員賛同）

会長同様に、前副会長の稲葉委員にお引き受けいただければと思いますがいかがでしょうか。（委員賛同）

（会長、副会長席を移動）

会長：ただいまご紹介に預かりました。再任となります。よろしくお願いいたします。

皆さんと顔を合わせて集まるのは1月の協議会以来。コロナ禍における様々な制限や自粛など、先が見通せない不安感により、あらゆる面で我々の生活様式を変えざるをえないような、約半年間だったと思います。ここにいる皆様はそれぞれの立場で、コロナ対応におけるご苦勞を今もされていると思います。1事業所の所長としては、コロナへの不安もありましたが、それと同時に、色々な方の協力・助力を得ることができる期間だったとも思います。町行政等の消毒液、マスク等の必要な物資の供給や、同じ事業所間で情報を共有して対策の検討、保護者の方や、近隣者の方に手作りマスクをいただいたりと、色々な人と人との繋がりを、大切さを痛感した期間でした。

今年度の協議会の課題ですが『寒川町障がい者福祉計画の改訂作業』『地域生活支援拠点事業の開始』があげられます。このような状況下ですが、この協議会においても、障害をお持ちの皆様に、安心を届けられるような丁寧な支援を、一步ずつでも活動していきたいと思えます。

今年度も会議の開催につきましても、不安もありますが、皆様の活発な議論をよろしくお願ひしたいと思えます。

副会長：日頃より皆様方にはお世話になります。どうぞよろしくお願ひいたします。福祉は人と人の距離が短ければ短いほど良いと思っています。また人と人の距離を縮めて行くのが福祉の仕事だと考えています。是非皆様と協力して、小さなことでも良いので、1つずつ問題を改善して、寒川町が住みやすい町になっていけばと考えておりますので、ご協力をよろしくお願ひします。

事務局：ありがとうございます。会長、副会長よろしくお願ひします。

ここから議題に入りますので、議事の進行は会長にお願ひします。

会長：議事を始める前に資料の確認と本協議会の出欠の報告を事務局のほうからお願ひいたします。

事務局：（会議資料の確認）

出欠状況について、井上委員、藤岡委員の欠席の連絡をいただいています。

会長：委員2名が欠席ということなので、16人中14名の出席となりますので、寒川町地域自立支援協議会設置要領第6条の通り、委員の過半数を超える出席のため、本協議会は成立いたします。よって、これより議事を開き、協議会を進めてまいります。

本協議会の傍聴希望者有無の報告をお願ひいたします。

事務局：傍聴希望者が3名いらっしゃいます。

会 長：傍聴希望者が3名いらっしゃるという事ですが、委員の皆様、入室していただいてよろしいでしょうか。

（委員一同異議なし）傍聴者入室。

3. 議題

（1）議事録証人委員について【次第裏面】

事務局：次第裏面の委員名簿の順番より、毎回2名ずつお願いさせていただいています。第2回の協議会では、大西委員、長谷川委員の順番となります。後日、協議会の議事録を送らせていただきますので、内容に問題がないか確認をお願いしたいと思います。

会 長：大西委員、長谷川委員よろしいでしょうか。

（大西委員、長谷川委員、異議なし）

よろしくお願いいたします。

（2）関係機関からの情報提供【資料2】

会 長：県の中央児童相談所子ども相談課から情報提供をいただきます。説明のほうをお願いします。

中央児童相談所：今年度もよろしくお願います。

令和元年度の中央児童相談所の相談受付状況ということで簡単に説明させていただきます。

中央児童相談所では、寒川町を含む藤沢市、大和市、茅ヶ崎市の3市1町を管轄させていただいています。相談受付件数などは、毎年かなりの数で増えています。特に多く増えている所は、養護です。養護の中には虐待が含まれています。昨年度で見ると、2,447件で6割が養護。また、2447件中2,224件が虐待への通告と相談になっています。障害相談につきましては、数としては決して減っておらず、昨年度は増えていますが、割合で行くと、全体の3割ほどになっています。

10年位前は、半分くらいは障害相談でしたが、虐待の増加と共に割合としては減っている。障害相談は児童相談所への相談の中では、一定の高いニーズがあるものであるものだと思います。

幼児、小学生が合わせて7割を超えるような割合になっています。

療育手帳の関係実施状況については、昨年度、児童相談所で判定した方の数となり、新規で取得された方、何年かに一度の再判定において検査された方もいます。今、B2、いわゆる軽度の手帳をお持ちの方の数が非常に多い状況です。サービスが充実しているところでは、サービスの利用を目的として取得されるほか、高校卒業後の進路選択の1つとして、取得する方も多くなっています。

新型コロナの対応については、家族の方がコロナの陽性になり、子ど

も本人は陰性という状況で、親族も含めて養育者が不在になった場合に、子どもの保護を行っています。実際にこれまで数件発生しています。場所はいくつか候補が出ていると思います。

保護を必要とする子どもが出た場合には、県内にある5つの児童相談所の職員が、その都度チームを組み保護する。今後更に増える可能性もあります。

PCR検査で、陰性であることが確認できたらお預かりする形になるので、保健所などに相談していただき、そこから児童相談所につながる形が多いかもしれません。

(3) 相談支援事業所からの報告【資料3】

会長：すまいる、ゆいっとの順で説明をお願いします。

すまいる：4月から7月をまとめていますが、新規相談については月に2件ほどの数字で受けています。新型コロナの影響があり、面談、訪問など、時間を区切ったり、来所者の方には検温をしていただく等対応させていただいています。現在も終息したわけではないので、面談等は長くならないように配慮させていただいています。

サービス調整の部分では、コロナの関係もあり、短期入所の施設の新しい利用が難しいところがあり、日中通う通所も利用相談はできるものの、実際の体験などが中々出来ず、利用調整が難しい状況。また、コロナの関係でほととすぺーすの利用も控えてもらっていましたが、7月から、検温などをしていただきながら再開しています。

ゆいっと：数字に関しては、手元の資料のとおりです。

新規の相談に関しては、7月までトータルで12名の相談が入っており、児童、成人各6名ずつとなっています。

新規の相談の特徴として、8050問題の相談が、4～7月の間に関しては顕著に入ってきています。

ゆいっとの相談者の中には一般の就労されている方もおり、そういったところではコロナ禍の中で、就労に関する相談等も入ってきていました。コロナに関して言えば、5・6月については来所訪問等控えながら電話等で状況確認をして、進めておりましたが、6月後半から7月にかけては従来どおりの来所訪問での相談件数等も増えてきた状況です。一般就労の方について、一部新聞報道でも、障害者雇用の方が、雇用解除になるという事がある中で、ゆいっとの中では二極化していたと思います。ひとつは、雇用解除ではないが、休業という形で仕事がストップしてしまった方、もう一方は、業種によっては、業務過多になり、休みが取れなくなってしまった等の状況で、かなり疲弊して

いる方もいました。

児童期の相談のひとつとして、コロナによる学校の休校等もあり、今年度に関して、スタートとしては、先生方も生徒も保護者も難しい状況であったことが想像できます。そういった意味で、学校生活で少しつまずきが出てきたという新規の相談もありました。

精神の方の相談もコンスタントにはいつている状況ですが、生活についての相談が圧倒的に多く、中でも生活保護世帯の方が、新規の相談の中では比較的多く、生活保護担当の部門と連携して動くことも多くなっています。

会 長：二つの相談支援事業所のご報告につきまして何か質問等ありますか？

委 員：内容等とは直接関係ないですが、表がとても見にくいです。数字を横に追っていくと分からなくなるので、ストライプを入れるとか、両側に項目を入れるとか、見やすいようにしていただくと助かります。

事務局：次回以降、表を工夫させていただきます。

委 員：前年度も感じたのですが、すまいると、ゆいっとの相談の内容のバランスに差がある。内容的に地域柄で差があるのか、それとも事業所の内容として差があるのか、カウントの問題の整理をした上での違いなのか。そのあたりを精査していくことが、今後拠点を検討する時に、拠点がどういう役割を担うべきなのか、どういうところに重点を置いていくのかを考えていくうえで、大事になるので今後注意して見ていきたいです。

事務局：昨年から言われていることですが、件数のカウントの数え方が違うことにより、2事業所の比較がしづらい。件数のカウント方法については、両事業所・福祉課で調整をさせていただいています。支援内容の主訴の取り方などをどう整理していくか、今後、基幹相談支援事業所が出来た時に相談支援事業所間の連絡会も開いていく形になると思うので、その中で精査しながら、同じ考えでカウントできるように調整させていただきたいと思っています。

会 長：その他何かご質問はありますか。

委 員：ゆいっとから8050問題についてご報告をいただいたが、8050問題が、全く把握していない、新規のケースなのか、あるいは以前から把握していた案件で、想定したことが起こったな、というケースが多いのか、どういった印象ですか。

高齢の分野では突然出てくる問題だと思うが、障害の分野においては相談にのっていて、50歳になられたタイミングでの8050問題なのでしょうか。

ゆいっと：今、ゆいっとで8050の話題になっている方については、障害特性で言うと、発達の方が多い。おそらくその年齢になってきて、家の中での行動、お金の使い方などで問題があったりして、発達障害の疑いをもたれた方と思われます。手帳を全く所持していない方もいらっしゃいます。就労の失敗の繰り返しなどから相談につながり、最近になって障害の認知が出てきたような方が増えてきたような印象です。

(4) 寒川町障がい者福祉計画について【資料4、資料5-1～5-5】

事務局：第1回書面会議の中で、委員の皆さんに外部評価の部分の記入をお願いしています。こちらで取りまとめて、数の多かった評価を入れたうえで、評価理由については多かった意見を載せています。評価の右側に今後の取り組みということで、評価に応じて今後どのような取り組みをするのかについて書かせていただきました。評価が遅れていて、今後の取り組みの方向性として、重点化するものについて話をさせていただきたいと思います。

1-1-③ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

評価については、内部評価、外部評価ともにやや遅れている。自立支援協議会と自治会との懇談会を開催したことによる成果は評価できるが、それをさらに発展させることが必要だと思われる、と意見をいただいています。今後の取り組みとしては、様々な機関・団体との繋がりが重要であるため、懇談会等を開催しながらネットワークの構築を図り、地域での支援団体の充実に努める。として重点化としています。

1-1-④ 権利擁護体制の推進

評価については、内部評価、外部評価ともにやや遅れている。計画見直しのアンケート結果では、虐待防止センターや成年後見制度の認知度が低いこと、事例共有の仕組みの構築が必要な旨、意見をいただいています。今後の取り組みとしては、職員対応要領による事例共有の仕組みの構築を図る必要があり、また、制度の認知度を上げるための周知活動を継続して行う必要がある、とさせていただいています。

2-2-② 専門的な相談体制の充実

評価としては、内部評価では、概ね順調、外部評価としては、やや遅れている。地域生活支援拠点の構想をまとめ、令和2年度中に開設するための準備は進んでいるが、基幹相談支援センターを設置するにあたっては、役割、機能についての十分な検討が必要。また、相談員の対応スキルや専門性の向上は、今後も強化する必要がある、という意見をいただいています。今後の取り組みとしては、重点化として、関

係機関との事例検討会等を実施することにより、相談員の質の向上と各機関との連携の強化を図り、設置予定の基幹相談支援センターにおいて、相談員の質の向上や地域の相談機関等との連携強化を行うことができるよう、役割や機能について十分な検討を行っていきます。

2-2-④ 障害福祉サービスの充実

内部評価、外部評価共に、やや遅れている。地域生活支援拠点の構想がまとまった事は評価できるが、人員・施設不足で希望するサービスを受けられない場合がある。また、緊急時の体制強化も課題となっている、という意見をいただいています。重点化として、地域生活支援拠点システムの構想の中で緊急時の体制（24時間365日の相談受付や、緊急時に受け入れ可能な短期入所施設の整備等）についてまとめることができたため、事業実施に向けて取り組みたいと思っています。

2-2-⑤ 地域生活支援事業の充実

内部評価、外部評価ともに、やや遅れている。相談支援事業以外の地域生活支援事業については整備が必要と感ずるため、という意見をいただいています。引き続き適切な相談支援体制の整備を行うとともに、その他の地域生活支援事業については、次の計画の中で、アンケートやこれまでの実績をもとに、今後のサービス利用量の見込みを設定する予定となっています。それに応じてサービス確保が出来るように努める、として重点化とさせていただきました。

2-2-⑥ スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実

内部評価、外部評価ともに、やや遅れている。障がい者が参加できる文化活動やイベントが少ない。参加してみたいと思う企画の検討が必要と思われる、という意見をいただいています。重点化として、既存の活動に加えて、新たなイベントの掘り起こしに向けて検討を行う、とさせていただきますが、コロナウィルスの動向を見つつ、対応させていただきます。

3-3-③ 災害時の障がい者支援体制の整備

内部評価、外部評価ともに、やや遅れている。災害時支援の実際の動きが確立しておらず、要支援者名簿登録は徐々に進んでいるが、「きずなプラン」を知らないという人も多くいるため、制度の周知が必要という意見をいただいています。新たな施設等との締結を進めるとともに、「きずなプラン」の周知に努め、災害時の対応について検討を行う必要があるため、重点化とさせていただきました。

5-6-② 雇用啓発事業の充実

内部評価、外部評価ともに、遅れている。産業振興課と福祉課が連携

して、障がい者理解と障がい者雇用に関する啓発を行う必要があり、啓発内容の検討も行う必要がある、という意見をいただいています。労政部局である産業振興課と、福祉部局である福祉課が連携して、企業等への働きかけを行うなど、新たな啓発に努めるとして、重点化としました。

5-6-③ 官公需における受注機会の拡大

内部評価、外部評価ともに、やや遅れている。庁内各課への周知と、障害者施設へ発注可能な業務の掘り起こし等の検討が必要、という意見をいただいています。発注可能な業務の掘り起こし等、新たな取り組みの検討を進めていく必要があるため、重点化としています。

5-6-⑥ 職場体験事業の実施

内部評価、外部評価ともに、やや遅れている。役場での職場体験実施は評価できるという意見と、体験者の対象拡大と、町内における体験先の拡大が必要という意見をいただいています。重点化として、町内企業での職場体験等、体験先の拡大について、検討して進めていきたいと思っています。

5-7-② コミュニケーション手段の確保

内部評価、外部評価ともに、やや遅れている。視覚、聴覚の障がいのほか、発達障がいや知的障がいの特性に応じたコミュニケーションについて検討する必要がある、と意見をいただいています。障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保に努めていくとして、重点化としています。

5-7-③ 福祉マップの配布・活用

内部評価、外部評価ともに、やや遅れている。広く活用されていない、引き続き活用方法の検討が必要という意見をいただいています。広く活用する取り組みについて、検討が必要なため重点化とさせていただきます。

その他については、継続して取り組みを進めていきたいと思います。

会長：ただいまの説明について、何かご質問等ありますでしょうか。

内容も沢山あるので何かありましたら意見用紙にまとめていただけたらと思います。

事務局：【資料5-1】 【5-5】の説明をさせていただきます。

【資料5-1】現在の計画と、新しい計画の体系案を比較した資料になっています。現在の計画は、令和2年までの計画となっています。令和3年度から令和5年度の計画を策定するにあたり、計画の骨子を設定して行きたいと考えています。施策の体系は、まず「障がいのある人

もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という基本理念があり、その次に5つの基本目標を定め、その後7つの施策分野を定めており、施策分野ごとに具体的な施策が定められている、という作りになっています。

今回の原案では、資料5-2、5-3の内容を踏まえて、具体的な施策というところに2-2-②「障害福祉人材の確保・育成」という新たな項目を追加し、㊦と書いてある4つの項目について変更をかけたいと考えています。

【資料5-2】障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正の内容です。これは、市町村や都道府県が、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たり、基本的な方針を定めたもので、令和3年度から令和5年度までの計画を策定するに当たり、一部改正が行われました。一部改正の主な内容は、「(1) 基本的理念に係る事項の見直し」から「(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定」までと、理念に関することから数値目標に関する具体的なところまで広く定められた内容となっています。

今回提案させていただく、改正案に係るのは主に(1)から(3)の部分になります。この体系に係る町への反映案にまとめたものが、資料5-3となります。

【資料5-3】資料のつくりとして、まず一番左側に通し番号のナンバーがあります。その次に5-2の資料の(1)から(3)の主な改正内容をそのまま転記しています。中央の列には基本指針の該当箇所を書かせていただいています。一番右側の列に、町の障がい福祉計画への反映箇所を示すような形となっています。

今回は時間の都合もありますので、資料5-1にて、新規の施策項目とさせていただいた、資料の5-3の、3の部分について、説明させていただきます。主な改正内容としましては、「障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が、働きがいのある魅力的な職場であることの、積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り込むことが重要である旨を記載する」と指針に記載されています。この改正内容は、基本指針の基本理念6として新設された、障害福祉人材の確保の項目に当たります。この項目をどのように、町の計画に反映させるか考えた際、人材の確保が、地域におけるサービスの充実に繋がることであり、これまで計画には、具体的な施策としてあげていなかった部分になるこ

とから、資料5-1の通り、2-2-②として、新たに項目を設けることといたしました。

具体的な案としましては、資料5-3の **案3** の通り、障害福祉人材の確保・養成とについて、「将来にわたって、安定的に障害福祉サービス等を提供するため、また、障害福祉サービスの質を向上させるため、基幹相談支援センターを中心に障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保と研修の実施に努めます」として、項目に書かれているように、計画に反映させていきたいと考えました。他の部分の改正内容についても、ひとつひとつ現計画にどのように反映するかを考えた上で、資料5-1の改正案を提案させていただきましたので、ご意見等いただければと思っております。体系案については以上となります。

【資料5-4】現在の町の状況や、サービスの利用量などをまとめた資料になります。計画の中で、今後のサービス見込み量を設定するにあたっての基礎資料となります。今回は参考資料として配布させていただきました。

【資料5-5】前回の計画の改定の際は、福祉団体の方と懇談会を実施させていただきましたが、今回はコロナウイルスの関係もあり、アンケートという形で各団体にご協力いただきました。協力団体については、資料5-5の右上に記載してあります4団体となります。5項目に分けて意見をいただき、いただいたご意見はそのまま、「ご意見の内容」の項目に記載させていただき、その内容から、町で課題を抽出したものを、「課題」の項目で記載させていただいています。委員の皆様からも、意見等いただければと思います。また抽出した課題は、今後の計画策定の際に生かしていければと考えています。説明は以上となります。

会 長：ただいまの説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

委 員：資料5-3、主な改正内容の項目で、入所等から地域生活への移行について、とありますが、「入所」が強調されていますが、地域生活というのは、在宅で自宅で過ごしている方や、引きこもり、家から出られない方などが、家族から独立して地域生活に入るということを強調していただきたいと考えます。今後は入所等でまとめず、範囲を広げた表現にしていいただければと思います。

資料5-3 **案1** 内の新たに設定された、「アルコール、ギャンブル等をはじめとする～」という項目の中で、「当事者団体を活用した回復支援」とあるが、「活用」ではなく「協力した」等の表現で伝えていただきたいと思えます。

事務局：一点目「主な改正内容」の項目につきましては、国の方から降りてきた一部改正の指針の概要をそのまま転記させていただきましたので、このような表現になっております。もう一度指針を確認させていただき、反映させる所は反映させて行きたいと思っております。

もう一点につきましては、実際の計画のお示しさせていただく際に、言葉や表現の方法、内容については、もう一度確認をして、ご提案できればと思っております。ご意見ありがとうございました。

会長：その他、ご質問などございますか。

資料のほうも大分内容量が、多くなっておりますので、こちらも何かございましたら、意見用紙に書いていただけたらと思っております。

(5) 障害者差別解消支援地域協議会について【資料6】

事務局：【資料6】例年、障害者差別解消支援地域協議会の大きな活動として「にっこりマーケット」の開催があります。しかし、今年度につきましてはコロナウイルス感染拡大に伴い、開催が出来ず、図書館の企画展示が、同協議会の大きな活動になると思っております。日程については例年は11月一杯という形で開催していましたが、今年度は図書会全体の展示会がある関係で、少し日程が後ろにずれ込むような形になっております。期間としては11/14～12/9までを考えています。内容について、昨年度の時点で令和2年度へ向けての追加案として、皆様からご意見をいただいているのですが、今年度は協議の場も限られることから、新しい取り組みについては、困難だと考えています。例年通りパネル展示を中心にする形で、テーマの選定等含めて、事務局メインで詰めてくような形で行っていきたくと考えていますので、御了承をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

会長：ただいまの説明に付きまして、何かご質問等ございますでしょうか。

(6) その他

事務局：【資料7】第1回書面会議の自立支援協議会の資料における質疑・意見集約表となっております。項目の(1)で相談支援事業所からの報告について、質疑意見がありましたので、すまいる、ゆいっとからそれぞれお話をいただきたいと思っております。

すまいる：2点質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

重症心身障害の相談については新規の案件ではなく、ご本人が児童期であった2011年頃から関わっている方で、ご家族の方から認定調査について問い合わせがあったという形です。

相談員の不足について、具体的に何名足りないのか、とのことですがすまいるは、現在相談員の常勤・非常勤職員を併せると、常勤換算で

3.8人体制で、業務を行っています。

サービス等利用計画は事業所として111件担当しており、1名に対しての件数などを単純に計算すると、いっぱいになってしまっており、現状大変申し訳ないことに、新規の相談の方全員に、お応えできていないところもあります。また、委託相談も受けていることを考えると、3.8人+1名～2名の職員が必要だが、単純に人が増やせるかというと、すぐに増やすのは難しい現状です。

ゆいっと：精神障害者の方の相談が増えたというところですが、昨年度だけで申し上げますと、9名の方が新たに相談支援対象者として増えました。トータルでは、半年ほど動きがない方を含めると、36名の方が相談として登録されています。重症心身障害の方ですが、昨年度については、児童の方で、2名から新たにご相談を受けました。

事務局：続きまして、(2)今期協議会の取り組み内容及びスケジュール案についての意見をいただいていますので、事務局から説明させていただきたいと思います。

基幹相談支援センター開始と地域生活支援拠点が予定通りできることを願います、ということと基幹相談支援センターの今後について決定まで短期間で整いますかという質問がありました。まず、基幹相談支援センターについては、7月から委託先を募集し、8/17(月)にプレゼンテーションの実施をさせていただきました。ご応募いただいた1社について、町として審査を行い、委託に適しているだろうということで、特定非営利活動法人の「藤沢相談支援ネットワーク」を候補者として設定しているところです。地域生活支援拠点整備のその他の拠点と合わせて10/1からの開始を目標にしており、現状、町としての実施要綱等の法的整備が整ったところですので、今回は手続きが完了していませんので、口頭でのご報告とさせていただきます。また、町内で活動されている、法人への声掛けを、拠点整備として10/1に開始できるよう、併せて準備を始めているところです。

項目の(3)(4)については、意見という形ですので、回答をお読みいただければと思います。

次回ですが、令和2年10月12日(月)13:00からシンコースポーツ寒川アリーナのサブアリーナで開催を予定しています。現在コロナウイルスの感染者が増えておりますので、状況によっては、書面会議という形もありえますので、その点はご了承をお願いします。

(委員よりお知らせ)

委員：お手元に「ふくだん通信」を配りました。昨年度の活動をまとめたも

	<p>のになりますのでお読みいただければと思います。</p> <p>会 長：以上を持ちまして、全ての議事が終了いたしました。委員の皆様、お暑い中お集まりいただきありがとうございました。</p> <p>副会長：町内の小中学校も今週で夏休みも終わりました、来週から学校がスタートします。例年と違う行動の中で、様々な事に配慮しながら生活をしなければいけないということで、まだまだ暑い日が続きます。皆様方、心と身体に無理をなさらずにご自愛いただいて生活いただければと思います。以上をもちまして令和2年度第2回寒川町地域自立支援協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合 その理由（一部 非公開の場合 を含む）	
議事の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・開会のあいさつ ・会長・副会長の選出 ・傍聴者の確認 ・議事録承認委員の確認 ・関係機関からの情報提供 ・相談支援事業所からの報告 ・寒川町障がい者福祉計画について ・障害者差別解消支援地域協議会について ・第1回寒川町地域自立支援協議会における質疑・意見について 		
会議資料	<p>資料1：寒川町地域自立支援協議会について</p> <p>資料2：令和元年度神奈川県中央児童相談所の相談受付状況</p> <p>資料3：令和2年度相談支援事業7月分までの集計</p> <p>資料4：進捗管理シート</p> <p>資料5-1：第5次障がい者計画の施策の体系案について</p> <p>資料5-2：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（概要）</p> <p>資料5-3：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正を反映した寒川町障害者福祉計画（令和3年度～令和5年度）について</p> <p>資料5-4：寒川町障がい者福祉計画策定に係る統計資料</p> <p>資料5-5：福祉団体へのアンケート結果からの主な課題について</p> <p>資料6：寒川総合図書館 展示概要（案）</p> <p>資料7：令和2年度第1回寒川町地域自立支援協議会における質疑・意見集約表</p>		
議事録承認委員及び議事録確定年月日	大西洋子委員、長谷川尚子委員（令和3年4月16日確定）		